

2020年4月8日

お取引先様各位

株式会社極東商会

新型コロナ特措法に基づく『緊急事態宣言』への当社対応について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社では、4月8日（水）、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象とした、新型コロナ特措法に基づく『緊急事態宣言』を踏まえ、今般具体的対応事項を以下の通り行うこととしました。

お取引先の皆様にはご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象期間：2020年4月9日（木）より当面の間
※終了期間は政府要請や社会情勢を踏まえ、改めてご連絡いたします。
2. 対象拠点：本社、大阪営業所、名古屋営業所、福岡営業所、仙台営業所、
広島営業所、新潟営業所、東日本物流センター、西日本物流センター
3. 勤務体制：交代制による在宅勤務
4. 業務時間：9:00～16:00に時間短縮致します
5. 受注業務：従来通り、e-mail、Fax等により受注対応致します。
緊急体制の中での受注のため、ご要望の納期、時間指定に添えない場合や、納期回答に時間を要する場合がございます。可能な限り早めにご依頼をいただきたく、ご協力の程お願い申し上げます。
6. 連絡体制：在宅勤務中は携帯電話、メール連絡が可能です。営業担当者は通常通り対応致します。
7. 商談来社：原則として対象期間中、お取引先様との商談、打合せ、来社を控えさせていただきます。

以上